

浜田駅周辺イルミネーション業務プロポーザル審査

評価基準表

評価項目	評価基準	配点	大変よい	よい	普通	やや劣る	劣る
提案内容	・本業務の趣旨を理解し、適切でわかりやすい提案がされているか。	10	10	8	6	4	2
	・本業務の目的に沿ったテーマ・コンセプトとなっているか。	10	10	8	6	4	2
	・幅広い世代に親しまれるようなデザインとなっているか。 ・統一感があり洗練されているか。 ・市民や観光客の来訪動機となるような、話題性があり、「SNS映え」するデザイン・演出となっているか。 ・何度訪れても飽きないような工夫がされているか。	20	20	16	12	8	4
	・周辺景観や環境に配慮がされているか。 ・安全性について配慮がされているか。	10	10	8	6	4	2
	・仕様書に示した業務内容以外に独自の提案がされているか。	10	10	8	6	4	2
実施体制	・業務を遂行するための実施体制は妥当か。 ・不具合等に早急に対応できる体制が確保されているか。	10	10	8	6	4	2
業務実績、 担当者の経験・能力	・過去に同様の業務を豊富に実施しているか。	10	10	8	6	4	2
	・業務内容に関する知識・知見を持っているか。	10	10	8	6	4	2
	・業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	5	5	4	3	2	1
	・質問に対する応答が明快かつ適切か。	5	5	4	3	2	1
		100					

※総合評価点について

応募者の総合評価点の算出方法については以下のとおりとする。

評価基準（配分100点）について委員ごとに採点し、各委員の合計点数を委員数で除した点数を「評価点」とする。

評価点 = 各委員の合計点数 ÷ 委員人数（小数点第二位以下切捨）

「評価点」に応募者が市内業者であれば10%、準市内業者であれば5%を乗じた加算を行ったものを「総合評価点」とする。

総合評価点 = 評価点 + 市内加算（小数点第二位以下切捨）

※最低基準点について

審査会での優秀提案者の選定にあたっては、60点以上の総合評価点であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。なお、提案者全員が最低基準点を満たさない場合は、選定見送りとする。